

会 議 概 要 報 告

| | |
|---|--|
| 1. 会議の名称 | 第4回潟上市上下水道事業経営審議会 |
| 2. 開催日時及び場所 | 令和5年7月19日(水)午前10時00分～午前11時52分 潟上市役所 2階 第1・2会議室 |
| 3. 委員等の人数 | 委員10人 |
| 4. 出席委員等の人数 | 委員10人 |
| 5. 議題 | (1) 前回までの会議内容について (2) 水道料金の改定率について (3) 水道料金の体系案について (4) 料金改定の時期について |
| 6. 傍聴者の数 | 0人 |
| 7. 会議資料の名称 | ・会議次第 ・事前配付資料(水道料金改定案、各案比較表、料金早見表) ・当日配付資料1 ・当日配付資料2 |
| <p>【会議要旨】</p> <p>(1) 答申には、下水道使用料の料金表の考え方のみ記載し、具体的な単価は記載しないことを決定した。</p> <p>(2) 下水道使用料の使用水量ごとの改定率の上限を8%とする。</p> <p>(3) 水道料金の料金収入全体の改定率を23%にすることを決定した。</p> <p>(4) 水道料金の体系案、料金改定の時期については再度審議する。</p> | |
| <p>【会議録】</p> <p>開会</p> <p>◇議事 1. 前回までの会議内容について (事務局説明)</p> <p>【決定の補完事項について(第3回事前配布資料(資料1))】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回審議会では、サンプル②のとおり、下水道使用料の改定率を0.00%にすることを決定した。答申書の作成にあたり、使用水量ごとの料金単価を記載する方法と、方向性のみを記載する方法がある。 ・後者の方法の場合、料金単価は事務局が作成する。全体の改定率は0.00%となっても使用水量によって料金は上下することになるが、サンプル②と同様、上昇率の上限は8%とする。 ・後者の方法にすることをお諮りする。 | |

○A 委員

具体的に単価を設定した答申は必要ないと思います。今後、市民の方に説明する際には、設定した状態の方が説明しやすいと思います。

○会長

議決を経て料金改定をした後には、広報、ホームページ等を通して周知し、改定の時期と料金を示していくことになると思いますが、市民の方には丁寧な周知をお願いいたします。

事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◇議事 2. 水道料金の改定率について

(事務局説明)

【改定率について】

- ・第2回審議会では、必要となる料金収入から算出した水道料金の改定率は令和2年度決算に基づく16%、令和3年度決算に基づく23%となると説明した。令和4年度決算が確定し、令和4年度決算に基づく改定率は23.18%となる。
- ・改定率は23%とすることをお諮りする。

○会長

事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◇議事 3. 水道料金の体系案について

(事務局説明)

【8つの改定案と特徴について（事前配付資料、当日配付資料1）】

- ・水道料金の改定案を8つ提示した。超過料金を一律に設定している案、口径別、使用水量別に超過料金を設定している案がある。
- ・代表的な使用水量の料金は、各案比較表に記載している。
- ・全使用水量の料金は、料金早見表に記載している。
- ・基本料金の収入割合は案3が大きく、超過料金の収入割合は案5が大きい。

○B 委員

案1から案8まですべての案において必要な料金収入は確保できるとみてよろしいでしょうか。

●事務局

そのとおりです。

○C 委員

どの案でも良いと思いますが、重要なのは、ほかの市町村とのバランスだと思います。潟上市の水道料金が他市町村と比べて高くなった場合、企業が来てくれないということになりかねません。

○A 委員

料金はシステム上で計算されるので、どの案でも業務量は変わらないと考えてよろしいでしょうか。

●事務局

基本的にはそのとおりです。手入力が必要となる場合もありますが、影響は小さいため考慮していただく必要はないと考えています。

○A 委員

超過料金を段階的に設定した案の方が公平性が確保されるものでしょうか。

●事務局

考え方次第です。大口径の使用者から料金を多く負担していただくか、同じ水を使っているのと同じ料金にするか、どちらの考え方もありえます。例えば、案4の2～5 m³の超過料金については使用水量が少ない使用者への配慮、案8の151 m³以上の超過料金については使用水量が多い使用者への配慮です。

○A 委員

私は段階的に設定した方が良いと思います。

○D 委員

事業者の負担やほかの市町村とのバランスについて配慮が必要だと思います。どの案が良いかはわかりませんが、一般消費者も事業者も同じくらいの割合で上昇するようになれば良いと思います。

○E 委員

広く納得いただける改定案は案4～7だと思います。

○会長

各案比較表にある6分類の上昇率がそれぞれ同じくらいになる改定案はどの案になるのでしょうか。

●事務局

現行の用途によって上昇率は異なるのですが、改定率が全体的に均等に近くなっているのは案8です。

○A 委員

使用水量が多い使用者に配慮すると案6が良さそうです。

○F 委員

値上げに際しては批判の声もあるかもしれませんが、水を使用するには料金を支払うしかないので、多くの方は料金の値上げを受け入れると思います。

○G 委員

F委員に同意します。災害があっても水が使えることが何より重要です。料金が上がったとしても、潟上市の水は災害時も安心して使えるとPRしていけば良いと思います。

○H 委員

1人暮らしの方、使用水量が少ない方に配慮した方が良いと思います。案4か案8、特に案8が良いと思います。

○I 委員

企業等に配慮するというお話もありましたが、根底はやはり使用した分だけ支払うことにあると思います。現状の配分に近いということであれば案8が良いと思います。

○D 委員

潟上市に口径50mm以上の使用者はどのくらいいるのでしょうか。それは工場などでしょうか。

●事務局

口径50mm以上の使用者は約100件です。主に工場や福祉施設です。口径75mm以上では11件です。今回、各案比較表と料金早見表に口径50mmの場合の料金を掲載していますが、口径50mmが潟上市の大口径の使用者の中では件数が多く、代表的な口径であるためです。

○会長

特定の層の負担が大きくなならないよう配慮が必要だという意見と、改定率がある程度一定である方が良いという意見がありました。皆さまからの意見を聞くかぎりでは案4、案6、案8が有力です。

○A委員

案6が良いと思います。

○D委員

案8は、一般家庭の方への負担は抑えられていますが、その分は企業等への負担となっています。改定率が概ね同じであっても実際の金額は高くなります。案4は、1人暮らしの方に対しては負担が抑えられていますが、水を全く使用しない方には割高となっています。最もバランスが良いのは案6だと思います。

●事務局

現在、各案には具体的な金額が設定されていますが、これらは仮の数値であり、差し替えることも可能です。金額そのものよりも、各案の考え方を重点的に審議していただきたいと思います。また、最も公平な料金体系は口径に関係なく超過料金の単価が一律であるもので、案4～8は用途別から口径別に移行するに際して上昇幅を調整するために口径ごとに超過料金等を設定しているものです。

○A委員

水道に当てはめることができるかわかりませんが、一般的な商取引では大量に使用する場合は値引きを行うのが当然のルールだと思います。

○会長

携帯電話のデータ通信量のように、一定の枠を上回ると料金が上がるような仕組みもありうるかと思います。

○C委員

超過料金の単価は一律にするのが良いと思います。大量に水を使う事業者は水道でなく地下水を使うので、必ずしも値引きが必要ではないと思います。ただし、案1～8ほどの案も一定の公平性が確保されているのでどの案でも良いのではないかともあります。ちなみに、事務局はどの案が良いと思っているのでしょうか。

●事務局

最も公平なのは超過料金が一律の料金体系です。その上で、1人暮らしの使用者に配慮するか、水を大量に使用する使用者に配慮するか等を審議いただきたいということです。

○D 委員

今回、基本水量を1 m³に設定することで、従来の基本水量以内の使用者について公平性が確保されることとなります。また、改定案の中では0 m³の使用者の料金はすべて現行料金より低くなります。これらのことは案1～8すべてに共通しますのでどの案も一定の公平性が確保されています。その中で、現行料金からの上り幅が公平ということであれば案6または案8が良いと思います。

○会長

説明が容易な案としては案4があり、変動を抑える観点では案6と案8があります。案8は複雑すぎるので、総合的に考えますと案4や案6が良いと思います。

事務局の意向をお伺いしますが、今日はどの案の方向性にするか決定するまで行えばよろしいでしょうか。

●事務局

方向性を決めていただければ幸いです。口径別に超過料金を設定するのか、使用水量に応じて超過料金を設定するのかといった、部分的な決定でも構いません。

○会長

しかし、具体的な金額は差し替え可能で、部分的な決定も可能となると、どのように議論を進めるか難しいと思います。やはり改定案を比較検討するしか判断の方法がないと思われれます。

●事務局

例えば、具体的な金額は決定せず、口径20mmまでの使用水量が少ない使用者と、全口径の使用水量が多い使用者には配慮すると決定していただくのはどうでしょうか。

○会長

その案をお諮りします。いかがでしょうか。

○E 委員

事務局から論点と審議を求める部分を整理した資料を改めて作成していただきたいと思います。また、会議の時間が毎回1時間半くらいになっていて、時間を取りすぎている

と感じています。

●事務局

おっしゃるとおりです。時間については申し訳ありませんでした。

○B 委員

例えば、水を作るために必要な費用は同一なので超過料金は一律であるべきだという視点に立った案と、特定の使用者に配慮をするべきだという視点に立った案の 2 つを委員に討議させるようなことをすれば良かったと思います。

○F 委員

1 人暮らしの使用者への配慮をしたとしても、使用者の方が配慮されていると感じることはないと思います。金額が上がるという事実は変わりません。

●事務局

使用水量が 2～5 m³の使用者への配慮は、用途別から口径別への移行にあたって、現行の基本水量である 5 m³以下の使用者の料金の変動を抑制したいという意図があります。必ずしも 1 人暮らしの使用者を想定しているわけではありません。

○F 委員

使用者は水道メーターを見ながら生活しているわけではありませんので、それほど細かく段階をつける必要はないと思います。細かすぎる料金表は理解するのが難しいです。

○会長

各案が単純に比較できるものではなく、決定することが難しいので、本日は決定を見送ります。事務局には再度論点を整理した資料の作成をお願いします。どの改定案も必要な料金収入を満たせること、改定率は 23% とすることは皆さまご同意いただいたということで、後は負担をどう振り分けるかを決定することになります。皆さまよろしいでしょうか。

(異議なし)

●事務局

資料を再作成しますのでもう 1 度お集まりいただきたいと思います。

◇議事 4. 料金改定の時期について

●事務局

料金改定の時期については時間が押していますので次回審議していただくということ
でよろしいでしょうか。

○会長

改めて審議することにしたいと思います。

(次回のスケジュールを決定)

・次回審議会を開催は、8月30日10時とする。

(議事録確認者2名を決定)

閉会